

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	令和5年度ヤングケアラー相談サポート事業
発注課	子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課
選定事業者	公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、ヤングケアラーやその家族、関係する職員や地域関係者が安心して相談できる環境を整備し、必要な支援につながることによって、ヤングケアラーの心身の健やかな育ちを支え、自立の推進に資することを目的としている。</p> <p>ヤングケアラー支援は適切なサービスにつなげるなどの福祉に関する知識は元より、就労支援などのヤングケアラーのその将来に向けた支援も重要であり、自立推進に向けたキャリアサポートなど18歳以降にも切れ目のない支援が必要であることから、受託団体には子どもから若者と幅広い年齢層の相談支援に関する豊富な経験や知識、ノウハウが不可欠である。併せて、関係する民間団体や各支援機関とのネットワークを活用した相談支援の実施が求められるとともに、現在交流サロンに来所している子どもへの支援が引き続き行える体制や関係性が求められるものである。</p> <p>今回契約候補者とする公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会は、札幌市若者支援総合センターの指定管理者であり、当該センターでは、若者が抱える様々な悩みの総合相談窓口として、日頃より進学や就職など若者の悩みや希望に寄り添った相談支援を実施しており、若者支援の実績とノウハウを持ち合わせている。</p> <p>また、「さっぽろ子ども・若者支援地域協議会」の事務局となっており、本業務に求められる多機関連携の中核を担っており、関係機関との連携に関しても十分な実績を持っていると認められる。</p> <p>併せて、同法人に委託した令和4年度の交流サロンでは、その参加者のほとんどが継続参加につながっており、現在相談支援につながっている参加者が複数いることは、参加者と相談員が回を重ねるごとに築いた信頼関係により成り立つものである。引き続き、子どもが安心して過ごし、相談できる場となる交流サロンの提供には、現行の体制において構築された関係性を生かした実施が不可欠であり、事業の引継ぎでなし得るものではない。</p> <p>以上により、当法人の他に同等の対応が可能な団体が存在しないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、本契約の相手方が当該法人に特定されるものと判断し、当法人を契約候補者とした。</p>	
根拠法令	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第1号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（第48条・第91条）第1項（ ）（ア～キ又はア～オのいずれかを記入）</p>
決定日	令和5年3月8日